

キッズプラザ大阪 令和9年度以降の運営に関する主な条件（案）

分類	事項	令和9年度以降の条件（案）
運営	事業範囲	事業範囲は以下のとおりです。 ・キッズプラザ大阪の運営 ・専用使用部分の維持保全 ・専用使用部分を活用した事業の実施 ・その他市と運営事業者との協議により必要と認められること
運営	入館料・使用料	運営事業者は、本市と協議の上入館料・使用料を設定又は変更することができます。
運営	展示内容	運営事業者の提案により、本市と協議の上変更することが可能です。
運営	休館日	運営事業者の提案により、本市と協議の上変更することが可能です。ただし、建物所有者との協議が必要となる場合があります。
運営	職員配置（運営体制）	集客施設に関する経営能力を備え、施設全体の運営に関わる総括責任者（専任・常勤）を1名配置してください。施設の開館時間内は、総括責任者又はそれ以外の職員で責任を持って対応できる者を常時配置してください。その他、法令で定める必要な資格を有する職員を配置してください。
運営	職員配置（フロアスタッフ）	こどもを対象とする集客施設であるため、来館者、特にこどもに対して、展示・プログラムの紹介・解説・助言・安全確保を行うフロアスタッフを配置してください。なお、雇用形態や人数等の条件は設けません。
運営	拠点事務所	運営の拠点となる事務所を、当該施設内に設置してください。
運営	他の事業者の使用	運営事業者は、館の目的に反しない範囲で、本市と協議のうえ他の事業者による使用を認めることができます。
運営	運営期間	令和9年4月1日から令和19年3月31日まで（10年間）
展示品	現存する展示品	運営事業者は、事業開始時点において現存する展示品等の内装及び付属設備の所有権を前運営事業者から無償で取得し、必要となる補修及び更新（撤去も含む）を行い、その費用を負担してください。
展示品	子供の街	子供の街については無償で運営事業者が使用し、運営事業者が適正に管理することとします。
展示品	現存する展示品	事業期間満了後、再度事業者公募を行うこととなった場合は、運営事業者の所有する展示品等の内装及び付属設備については、原則として次期運営事業者が無償で所有権を譲渡することとします。ただし次期運営事業者が取得しない展示品等の内装及び付属設備については原状回復することとします。
事業範囲	修繕及び更新	専用使用部分のうち、躯体・基幹設備等以外の運営事業者の専用使用する内装・付属設備等について、すべて運営事業者の費用負担にて必要な修繕及び更新を行ってください。
事業範囲	保守管理区分	運営事業者が専用使用する部分については運営事業者の責任と費用負担にて保守・管理を行ってください。
事業終了	運営事業者による撤退	運営事業者が本事業から撤退しようとするときは、本事業を行わないこととなる日の1年以上前までに本市に申し出なければならない、事業撤退の前年度の事業報告書に記載の総収入の100分の10に相当する額を違約金とします。

分類	事項	令和9年度以降の条件（案）
事業終了	撤退時の原状回復	運営事業者が撤退することとなったときは、本市所有のものをのぞき現存する展示品等の内装及び附属設備については、運営事業者の負担により原状に回復することとします。
費用負担	管理経費	建物所有者への賃料及び共益費を除き施設の管理に必要な経費については、施設の利用料金収入や事業収入等で賄ってください。後述の基幹設備の更新費用を除き、大阪市からの運営補助金や委託料はありません。工事等に伴う休館補償も行いません。
費用負担	諸費用の負担	以下の費用は運営事業者の負担とします。 専用使用部分の電灯料、その他機器・展示物等の電気料・電話料、照明灯の維持及び取替に要する費用、水道料、清掃費及び空調費並びにそれらに伴う税、また運営事業者が設置・付加又は変更した諸造作・設備等に賦課される公租公課、その他運営事業者の負担に属すべき料金・支払費用
費用負担	基本空調費	月額基本空調費（9：00～19：00の時間帯を対象とする空調費）として月額3,003,400円（税別）※を運営事業者が負担し建物所有者に支払ってください。月額基本空調費の改定については、2年毎に建物所有者の求めに応じ、運営事業者が建物所有者と協議を行ってください。 ※令和7年10月時点での金額。
費用負担	基幹設備の更新	基幹的な設備等のうち建物所有者の管理区分に属さないものについて、運営事業者により更新を実施していただきます。なお、更新にかかる費用については、本市が提示する基幹設備更新費計画額表の範囲で実施し、本市が負担します。ただし、エレベーター設備の更新に関しては本市が実施します。
費用負担	利益配分	運営事業者は、各事業年度の収支において利益が生じた場合かつ利益が総収入の5%を上回っている場合において、その上回った額に50%を乗じた額を利益配分として本市に納付していただきます。
参加資格	申込資格	産業分類「大分類：情報通信業 中分類：放送業」に該当する法人は運営事業者募集に応募することができません。
建物賃借	賃料及び共益費	（今回のマーケットサウンディングでは事業者負担はないものとしてご提案ください）